



三条民主商工会
 三条市興野 2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2021年4月19日
 2462回

加茂市売上減少事業者給付金

コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内の中小事業者に減収分を給付する制度です。しかしながら、令和元年と比較する令和2年の事業収入には持続化給付金などの支援が含まれます。さらに、令和3年の1月から4月において平成31年の同月比で事業収入が30%以上減少していないと申請できません。

こちらの表を参考に計算してみてください。

●事業収入(確定申告書【ア】欄の金額)

A: 令和元年	円
B: 令和2年	円

AとBを比べてBの金額が落ちている事業者が対象です
 持続化給付金なども含めて計算します

●対象期間とその前々年同月の事業収入額

※白色申告の場合、平成31年の事業収入額は年間事業収入の月平均

令和3年1月	円	平成31年1月	円
令和3年2月	円	平成31年2月	円
令和3年3月	円	平成31年3月	円
令和3年4月	円	平成31年4月	円

●令和3年1月～4月のうち、平成31年1月～4月と比べて減少率が最も高い月の事業収入額

C: 令和3年 月	円	D: 平成31年 月	円
-----------	---	------------	---

●減少率

$$(D-C) \div D \times 100 = \% \text{ (小数点以下切り捨て) } 30\% \text{以上なら申請できます}$$

申請書類は加茂市役所でもらえます。市のホームページでは「仕事・事業者」から「商工業」へ進み、次に「事業主(所)向けの支援一覧」を選ぶとその一覧の中に詳細や申請書類が見られる項目があります。申請期限は7月31日。
 申請先・問合せ先は商工観光課の商工振興係です。
 電話: 52-0080 (内線132)

新潟県事業継続支援金(飲食店・カラオケ店向け)

コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金が支給されます。

支給額: 単独店舗を営む事業者に20万円(複数店舗の場合は40万円)

受付期間: 3月16日(火)から5月31日(月)※消印有効

主な対象要件 ①新潟県内で飲食店またはカラオケ店を営む事業者である

②食品衛生法の飲食業または喫茶店の許可を受けている

③今後も引き続き事業を継続する意思がある

④「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえた感染拡大防止対策を実施している

⑤2020年12月から2021年4月までの期間において、

2ヶ月連続して前年同月比で20%以上減少している

$$\text{減少率} = (\text{前年の売上} - \text{今年の売上}) \div \text{前年の売上}$$

※前年との比較が適当でない場合は前々年と比較も可



商工新聞4月19日号の4面に、三条民商と見附民商の婦人部が合同で、菊田まさこ衆議院議員に業者支援を要請したという記事が載っています。ぜひ一読のうえ、周りの方たちに商工新聞と民商をご紹介ください。

新潟県事業継続支援金 相談会

とき・・・4月19日(月)午後2時

ところ・・・民商事務所

支援内容や申請書の記入について

疑問点を出しあいながら一緒に

進めませんか?

会員でない方もどうぞいらしてください。

	①連続する2か月の売上高	②前年又は前々年の売上高	③増減率 (①-②) / ②
月	円	円	
月	円	円	